

社会情勢の変化の整理（詳細）

目 次

<全 般>-----	1
1. 【世界】持続可能な開発目標（SDGs）-----	1
2. 【国】第五次環境基本計画の策定-----	1
3. 【東京都】環境基本計画の改定-----	2
4. 【多摩市】多摩市みどりと環境基本計画の策定-----	3
<自然環境、生物多様性>-----	4
5. 【世界】ポスト 2020 生物多様性枠組み-----	4
6. 【国】生物多様性国家戦略 2012-2020-----	4
7. 【国】都市緑地法等の改正-----	5
8. 【国】生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き-----	6
9. 【国】グリーンインフラ推進戦略-----	6
10. 【国】30by30 ロードマップ-----	7
11. 【東京都】緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～-----	8
12. 【東京都】生物多様性地域戦略改定ゼロドラフト-----	8
13. 【多摩市】みどりのルネッサンスの取り組み-----	8
14. 【多摩市】生物多様性ガイドライン-----	8
15. 【多摩市】公園緑地長寿命化計画-----	9
<気候変動、エネルギー>-----	10
16. 【世界】パリ協定-----	10
17. 【世界】グラスゴー気候合意-----	10
18. 【世界】IPCC1.5℃特別報告書-----	11
19. 【世界】IPCC 第6次評価報告書	
20. 【国】気候変動適応計画-----	11
21. 【国】2050 カーボンニュートラル宣言-----	11
22. 【国】地球温暖化対策推進法-----	11
23. 【国】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略-----	12
24. 【国】地域脱炭素ロードマップ-----	12
25. 【国】地球温暖化対策計画-----	12
26. 【国】再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の見直し-----	12

27.	【東京都】ゼロエミッション東京戦略	13
28.	【東京都】ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report	13
29.	【東京都】気候変動適応計画	14
30.	【東京都】「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」	14
31.	【多摩市】地球温暖化対策実行計画（公共施設編）	14
32.	【多摩市】気候非常事態宣言	14
33.	【多摩市】再生可能エネルギービジョン	15

<資源循環>-----16

34.	【世界】G7 富山環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」	16
35.	【国】プラスチック資源循環戦略	17
36.	【国】第4次循環型社会形成推進基本計画	17
37.	【国】食品ロスの削減の推進に関する法律	17
38.	【国】プラスチック資源循環促進法	17
39.	【東京都】食品ロス削減推進計画の策定	18
40.	【多摩市】役所庁内におけるプラスチック削減方針	18
41.	【多摩市】プラスチック削減方針	19
42.	【多摩市】一般廃棄物処理基本計画	19

<環境学習、ESD>-----20

43.	【世界】持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）	20
44.	【国】環境教育等促進法	20
45.	【国】学習指導要領における ESD	21

<全 般>

1. 【世界】持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、令和 12（2030）年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。これは、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各柱と SDGs との関わりを示すため、17 の目標のうち関連する SDGs の目標アイコンを掲載しています。



図 SDG グローバル指標 (SDG Indicators)

出典：外務省 HP

2. 【国】第五次環境基本計画の策定

環境基本計画の見直しについて、平成 29（2017）年 2 月に環境大臣から中央環境審議会に対し諮問が行われ、これを受けて中央環境審議会総合政策部会において約 1 年間にわたり審議が行われてきました。

平成 30（2018）年 4 月 9 日（月）に中央環境審議会から環境大臣に対して答申が行われ、これを踏まえ、第五次環境基本計画を閣議決定しました。

第五次環境基本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画です。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

3. 【東京都】環境基本計画の改定

東京都は、平成 28（2016）年に策定した「東京都環境基本計画」を改定し、令和 4（2022）年 9 月に「東京都環境基本計画 2022」を策定しました。サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）を進め、50 年、100 年先も魅力ある豊かな都市として発展していくため、計画に基づき各施策を強化・拡充を図っています。



目指す都市の実現に向けた 3 + 1 の「戦略」 - 2050年に向けては、2030年までの行動が極めて重要 -



図 東京都環境基本計画 2022 の概要

出典：東京都環境局ウェブサイト

4. 【多摩市】多摩しみどりと環境基本計画の策定

本計画は、第五次多摩市総合計画で掲げる目指すまちの姿のひとつである「人、自然、地球 みんなで環境を大切にすまち」の実現に向けて、みどり分野と環境分野が密接な関係にあることから、両分野の総合的な計画として策定したものです。

また、本計画は「多摩市環境基本条例」に基づく、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための計画であるとともに、都市緑地法に基づく、市のみどりのあり方や具体的施策を示した「多摩しみどりの基本計画」と施策の整合性をとった計画でもあります。

<自然環境、生物多様性>

5. 【国】生物多様性国家戦略 2012-2020

平成 22（2010）年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を平成 24（2012）年 9 月 28 日に閣議決定しました。

※戦略のポイント

- ① 愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
- ② 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定
— 5つの基本戦略 —
 - (1) 生物多様性を社会に浸透させる
 - (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
 - (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
 - (4) 地球規模の視野を持って行動する
 - (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける（新規）
- ③ 今後 5 年間の政府の行動計画として約 700 の具体的施策を記載

6. 【世界】ポスト 2020 生物多様性枠組み

平成 22（2010）年に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で、「人間も自然の一部として共に生きていく」という、わが国において古くから培われてきた考え方をもとに世界目標が合意されました。合わせて、生物多様性の損失を止めるために、令和 2（2020）年の達成を目指し愛知目標として 20 の個別目標が決まりました。

愛知目標の後継となる、2030 年を目標年次とした国際目標は現在検討中で、「ポスト 2020 生物多様性枠組」と呼ばれています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ポスト 2020 生物多様性枠組の検討に遅れが生じ、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）は、2 回に分けて開催されることとなりました。第 1 部は令和 3（2021）年 10 月に中国・昆明市にて開催され、生物多様性を回復への道筋に乗せることなどを強調した昆明宣言が採択されました。第 2 部は、令和 4（2022）年 12 月 5 日から 17 日にカナダ・モントリオール市で開催され、ここでポスト 2020 生物多様性枠組が採択される予定です。

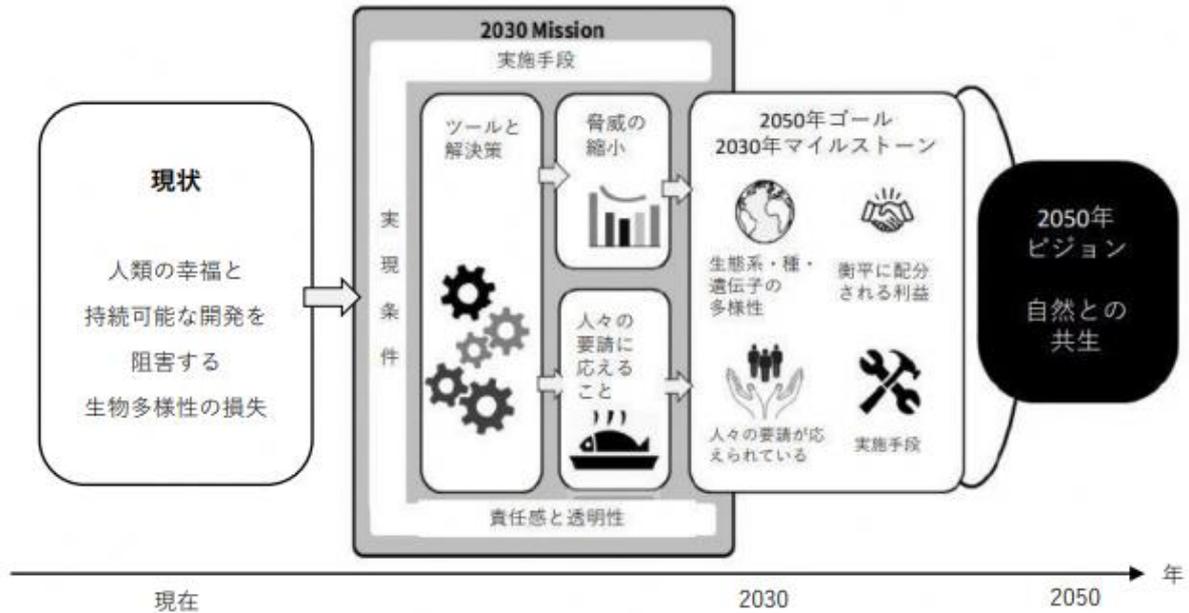


図 ポスト 2020 生物多様性枠組 1 次ドラフトの考え方

出典：東京都第 10 回生物多様性地域戦略改定検討会（令和 4（2022）年 6 月 24 日） 資料

7. 【国】都市緑地法等改正

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が平成 29（2017）年 6 月に施行されました。

※改正の概要

- ・ 都市公園で保育所等の設置を可能に
- ・ 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・ 公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸
- ・ 公園の活性化に関する協議会の設置
- ・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- ・ 生産緑地地区の一律 500 m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に
- ・ 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に
- ・ 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設



図 都市緑地保全法等の改正の概要

8. 【国】生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き

都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するため、都市における総合的な緑のマスタープランである緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることが有効であることから、平成30（2018）年4月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を作成しました。

9. 【国】グリーンインフラ推進戦略

国土交通省は、国土形成計画（平成27（2015）年8月閣議決定）等を踏まえ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を進めてまいりました。一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を社会資本整備や土地利用等を進める上での全般的な取組として普及・促進するため、令和元（2019）年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表しました。今後、この推進戦略を踏まえ、プ

ラットフォームの創設等グリーンインフラ主流化のための環境整備、グリーンインフラ推進のための支援の充実等、グリーンインフラの取組を加速していきます。

10. 【国】 30by30 ロードマップ

環境省では、30by30（※）の目標達成に向けた鍵となる OECM（※）を主要な取り組みを示す「30by30 ロードマップ」を令和 4（2022）年 4 月に策定しました。

地方公共団体の役割としては、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECM として整理された地域の適切な管理等が求められています。また、このロードマップは次期生物多様性国家戦略（閣議決定）に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。

※30by30：少なくとも 30%の陸域及び海域、特に生物多様性にとって特に重要な地域の保全を進めるという目標。

※OECM：Other Effective area based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

令和 4（2022）年 3 月に開催された「令和 3 年度第 3 回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会」では、令和 4（2022）年度中に認定の仕組みを試行し、令和 5（2023）年度中に個別認定を正式に開始予定としています。

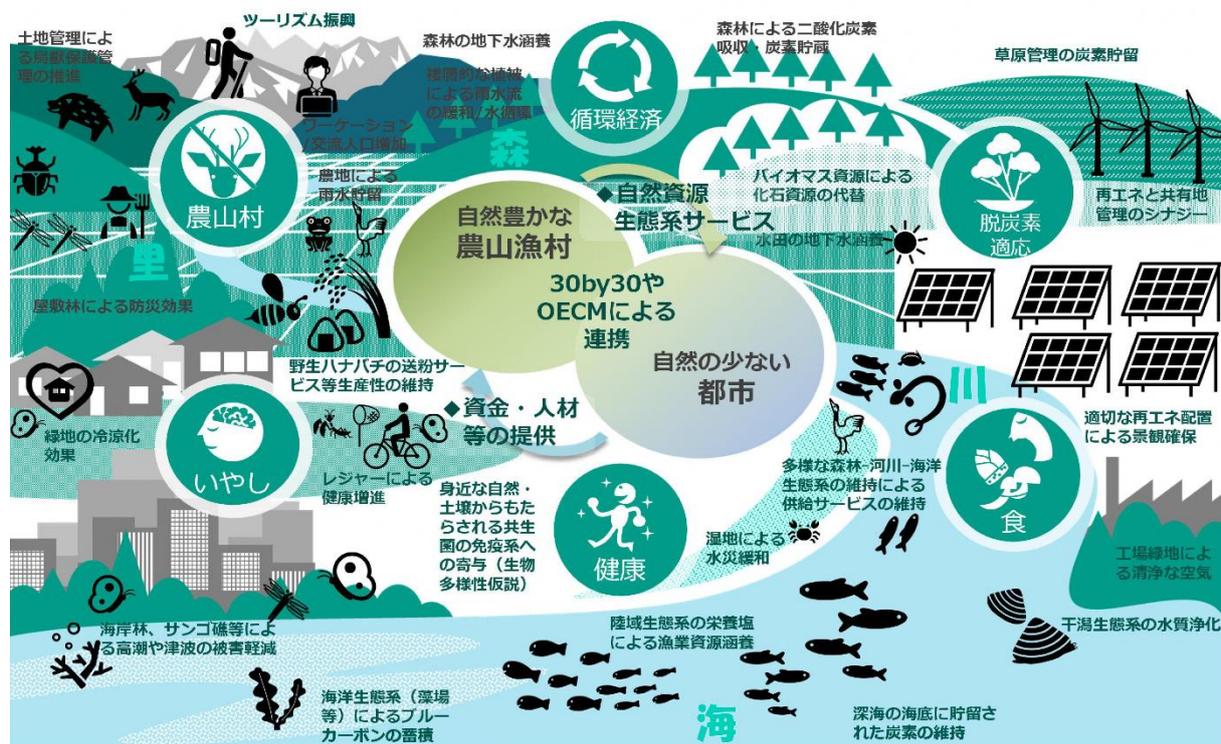


図 30by30 実現後の地域イメージ～自然を活用した課題解決～

出典：30by30 ロードマップ

11. 【東京都】 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

東京都は、生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた「緑施策の新展開」を策定し、平成 30（2018）年 2 月に公表しました。

12. 【東京都】 生物多様性地域戦略改定ゼロドラフト

平成 24（2012）年に策定された「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」の計画期間が令和 2（2020）年に終了するため、令和元（2019）年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しました。

令和 4（2022）年冬以降に、背鵜物多様性地域戦略の改定が予定されています。

なお、改定版のたたき台として令和 3（2021）年 6 月に「東京都生物多様性地域戦略改定ゼロドラフト」が公表されています。



図 東京都生物多様性地域戦略改定ゼロドラフト

13. 【多摩市】 みどりのルネッサンスの取り組み

本市では、平成 24（2012）年 9 月に「多摩しみどりの基本計画」の改訂において 4 つの施策方針を掲げ、14 の具体的な施策を策定しました。

また、それら 14 の施策を効果的に実現するため 7 つのリーディングプロジェクトを設定し、平成 24（2012）年度から平成 26（2014）年度の 3 か年において有識者による「みどりのあり方懇談会」を発足し、市民ワークショップ等による検討・試行などを行いながら取り組みの成果として「多摩しみどりのルネッサンスの取り組み」を策定しました。

※多摩しみどりのルネッサンス

市民の皆さんと一緒に身近な公園緑地のあり方や関わり方を考え、さまざまなことをどのようにできるか考えながら、多くの市民の皆さんにみどりに継続的に関わっていただくことが、公園緑地やみどりが愛される存在として再生（ルネッサンス）していくことにつながっていきます。

14. 【多摩市】 生物多様性ガイドライン

多摩市の生物多様性に対する基本的な考え方として「都市でのくらし」「もっと自然を楽しもう」「さまざまな生き物たちと共存します」という 3 つを定めました。

このガイドラインは、3 つの基本的な考え方に基づいて市民（市民団体）の皆さん、事業者の方々、市がそれぞれの立場で行動する指針となり、平成 29（2017）年 8 月に公表しました。

15.【多摩市】公園緑地長寿命化計画

多摩市にある 200 以上の公園緑地の多くに、ブランコやすべり台・あずまや・トイレなどの公園施設が多摩ニュータウン事業により集中的に整備されました。現在、開園から 30 年以上経過した公園が 65%以上を占めており、施設の老朽化が問題となっています。今後、公園施設を長く使用していく（長寿命化する）ために、公園を適切に維持管理しながら、地域の実情に即した特色のある公園づくりを行っていくことが重要な課題です。

このような状況を踏まえ、国による「公園施設長寿命化計画策定指針」（案）に基づき、公園更新の地域・地区及びスケジュールを定めた「多摩市公園施設長寿命化計画」を策定し、平成 30（2018）年 5 月に公表しました。

<気候変動、エネルギー>

16. 【世界】パリ協定

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（平成 27〔2015〕年 11 月 30 日～12 月 13 日、於：フランス・パリ）において策託された「パリ協定」（Paris Agreement）は、平成 28（2016）年に発効しました。

パリ協定は、京都議定書に代わる、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みです。

※パリ協定の概要

- ・世界共通の長期目標として 2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること。
- ・主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること。
- ・全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- ・適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- ・イノベーションの重要性の位置付け。
- ・5 年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
- ・先進国による資金の提供。これに加えて、途上国も自主的に資金を提供すること。
- ・二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用。

17. 【世界】グラスゴー気候合意

令和 3（2021）年 10 月 31 日～11 月 13 日に英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）で採択されました。その最大の成果として挙げられるのが、産業革命前からの気温上昇を 2100 年までに 1.5 度に抑えるという目標が成果文書の「グラスゴー気候合意」に明記されたことです。

※合意の概要

- ・1.5℃のパリ協定の目標を達成可能とするべく、2022 年に NDC（国別排出目標）を再検討する
- ・温室効果ガス排出削減措置のされていない石炭火力発電の段階的削減
- ・発展途上国のための気候ファイナンスへの取り組み

18. 【世界】IPCC1.5℃特別報告書

平成 30（2018）年 10 月に IPCC による、パリ協定の「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表されました。

報告書では、「パリ協定」の長期目標で言及されている「1.5℃」について、産業革命以前の世界の平均気温から 1.5℃上昇した場合の影響と、1.5℃で温暖化を止めるためにはどれくらい対策が必要なのかなどについてとりまとめられており、政界平均気温については、産業革命前と比べて 2017 年の時点で約 1.0℃上昇したと推定され、現在のペースで気温上昇が続けば、2030 年から 2052 年の間に 1.5℃に達する可能性が高いとされています。

19. 【世界】 IPCC 第 6 次評価報告書

IPCC 第 41 回総会（2015 年 2 月）において、第 6 次評価報告書（AR6）は第 5 次評価報告書（AR5）と同様、5～7 年の間に作成すること、18 か月以内にすべての評価報告書（第 1～第 3 作業部会報告書）を公表することなどが決定されました。

評価対象により分けられた 3 つの作業部会による報告書から構成されます。IPCC 第 46 回総会（2017 年 9 月）において、評価報告書のアウトラインが承認されました。

- ・第 1 作業部会（WG1）－ 自然科学的根拠
- ・第 2 作業部会（WG2）－ 影響・適応・脆弱性
- ・第 3 作業部会（WG3）－ 気候変動の緩和

20. 【国】 気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法[平成三十年法律第五十号]に基づき、令和 3（2021）年 10 月 22 日に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

この計画の第 1 章では、気候変動適応に関する施策の基本的方向性（目標、計画期間、関係者の基本的役割、基本戦略、進捗管理等）、第 2 章では気候変動適応に関する分野別施策（「農業・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）、第 3 章では気候変動適応に関する基盤的施策について記載しています。また、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載しています。

21. 【国】 2050 カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月に、菅義偉首相（当時）が所信表明演説の中で、温室効果ガス排出量を令和 32（2050）年までに実質ゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。その宣言の中では「再生可能エネルギーの最大限の導入」等が脱炭素社会の実現に向けた取組として挙がっています。

22. 【国】 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

2050 年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を、令和 3（2021）年 3 月 2 日に閣議決定しました。

23. 【国】 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

令和 32（2050）年カーボンニュートラルへの挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、令和 3（2021）年 6 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグ

リーン成長戦略」が策定されました。

当該戦略では、14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画としています。

電力部門については脱炭素化を大前提とし、再生可能エネルギーは最大限の導入を図り、洋上風力産業と蓄電池産業を成長戦略としていくこととされています。

24. 【国】地域脱炭素ロードマップ

「国・地方脱炭素実現会議」では、令和3（2021）年6月に「地域脱炭素ロードマップ」をとりまとめました。

ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に令和12（2030）年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

このロードマップを受け、環境省では、①令和12（2030）年までに少なくとも脱炭素先行地域を100か所以上創出、②脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行することで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、令和32（2050）年を待たずに脱炭素の達成を目指すとしています。

25. 【国】地球温暖化対策計画

菅総理の演説から1年後の令和3（2021）年10月には、平成28（2016）年に策定された「地球温暖化対策計画」が5年ぶりに改定された。主たる改定内容は将来的な削減目標の引き上げと「2050年カーボンニュートラル」宣言です。

すなわち、「約束草案」で掲げていた、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比26.0%減としていた温室効果ガス排出量の目標を、平成25（2013）年度比46.0%減に大幅に引き上げ、最終的には令和32（2050）年度までに排出量を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとしました。

26. 【国】再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の見直し

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。

対象となる再生可能エネルギーは、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」のいずれかで、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められるものが対象となります。

令和4（2022）年4月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に移行しました。

※改正の概要

- ・市場連動型の導入支援
- ・再生可能エネルギーポテンシャルを活かす系統増強
- ・再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄
- ・認定失効制度

27. 【東京都】ゼロエミッション東京戦略

東京都は、令和元（2019）年5月に開催されたU20東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32（2050）年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年12月に策定しました。

戦略では、「気候変動を食い止める『緩和策』と、既に起こり始めている影響に備える『適応策』を総合的に展開」、「資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、都外のCO₂削減にも貢献」、「省エネ・再エネの拡大策に加え、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策など、あらゆる分野の取組を強化」を3つの視点と位置付けています。

28. 【東京都】ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report

東京都は、令和元（2019）年5月に開催されたU20東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年12月に策定し、令和3（2021）年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を公表しました。

令和12（2030）年までにCO₂排出量半減を目指し、ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。



図 具体的な取り組みを進める6つの分野・14の政策とその目標

出典：ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report 概要版

29. 【東京都】 気候変動適応計画

東京都は、令和3（2021）年3月に、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として、「東京都気候変動適応計画」を策定し、あわせて同計画に記載された取組を具体的に進めるための「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示しました。この計画・プランに基づき、PDCAサイクルの活用による気候変動適応策を推進していくものです。

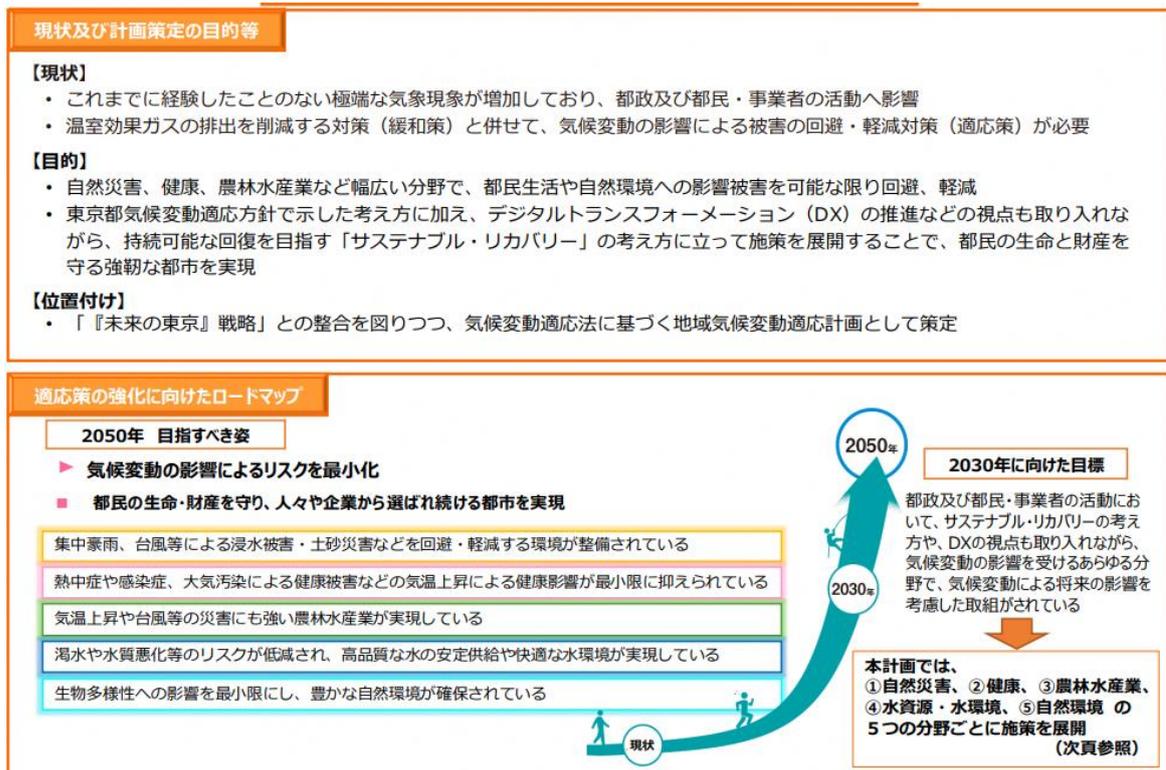


図 東京都気候変動適応計画の概要

出典：東京都気候変動適応計画

30. 【東京都】「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」

令和3（2021）年1月27日、知事はダボスアジェンダ会議にて、2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくことを表明しました。

これを受けて東京都は、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する、「カーボンハーフ」の実現に向けて、令和元（2019）年に策定・公表した「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートし、取組を加速させています。

令和3（2021）年5月には、東京都環境審議会にて東京都環境基本計画の改定に着手し、併せて、条例による制度の強化・拡充の検討を進めています。

気候変動分野の施策のあり方については、他分野に先駆け、令和3（2021）年12月までに集中的に審議を行い、カーボンハーフ実現に向けた道筋として、業務や家庭、運輸など部門別のCO₂排出量やエネルギー消費量削減の新たな目標水準と、その実現のための施策

の基本フレームを提示したところです。

31. 【多摩市】地球温暖化対策実行計画（公共施設編）

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村等に策定と公表が義務付けられている計画で、温対法では「事務事業編」と規定されているものに該当します。多摩市が一事業者として取組む、温室効果ガス排出量を削減するための措置を定めています。

また、「第五次多摩市総合計画」の下位計画であり、市の環境分野に関する総合的な計画である「多摩市みどりと環境基本計画」の地球温暖化防止に関連する諸施策と整合性を図って、市が率先して実行する計画として策定しています。

計画期間を「多摩市みどりと環境基本計画」との整合性を図り、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、社会経済情勢等の変化に対応するため、5年ごとに見直しを行うものとしていることから、この度、中間見直し版を策定しました。

32. 【多摩市】気候非常事態宣言

多摩市と多摩市議会は令和2（2020）年6月25日、都内で初となる「気候非常事態宣言」を表明した。

近年、世界で猛暑や干ばつ等による被害が発生し、多摩市でも線状降水帯による大雨、昨年の台風19号など身近な所でも異常気象が観測されている。そうした中で、市と市議会では昨今の気候が危機的な状況にあることを全市民と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、「気候非常事態」を宣言した。

※宣言文の趣旨

- ・ 1.5℃のパリ協定の目標を達成可能とするべく、2022年にNDC(国別排出目標)を再検討する
- ・ 温室効果ガス排出削減措置のされていない石炭火力発電の段階的削減。（ただし石炭火力発電所にCO₂の回収と貯留のプロセスを追加する場合、発電コストは上昇する
- ・ 発展途上国のための気候ファイナンスへの取り組み

33. 【多摩市】再生可能エネルギービジョン

現在策定中であり、次期多摩市みどりと環境基本計画に包含する予定です。

<資源循環>

34. 【世界】G7 富山環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」

平成 28 (2016) 年 5 月の G 7 富山環境大臣会合において「富山物質循環フレームワーク」が採択され、資源効率性向上・3R 推進に関する G 7 共通ビジョンを掲げ、ライフサイクルアプローチや持続可能な開発の環境・経済・社会的側面を考慮しつつ資源効率性・3R と他の課題に関する政策を包括的に統合し促進することなどが合意されました。

翌年の平成 29 (2017) 年 5 月の G 7 ボローニャ環境大臣会合で「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」が採択され、資源効率性指標を改善すること、資源効率性に関する政策の温室効果ガス削減可能性を更に評価すること、食品ロス・食品廃棄物を削減するための政策・計画を策定すること、プラスチックの海洋への流出を回避することなどが合意されました。

- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。 
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した**世界の先進事例ともいべき国際的枠組**。

資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョン

- **我々の共通の目標**は、関連する概念やアプローチを尊重しつつ、**地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めること**により、ライフサイクル全体にわたるストック資源を含む**資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現**することである。
- このような社会は、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、雇用を産み、競争力を高め、グリーン成長を実現し得る、**自然と調和した持続的な低炭素社会**も実現するものである。

G7各国による野心的な行動

目標1: 資源効率性・3Rのための主導的な国内政策	目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全等の政策を包括的に統合し、促進 ○ 規制的手法に加え、事業者による自主的取組等の活用 ○ 災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設の整備等 ○ 地域の多様な主体間の連携(産業と地域の共生)、消費者対策 <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">具体例: 食品ロス・食品廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsを踏まえ、国内や地域での政策や計画策定など、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けた取組を加速 	<ul style="list-style-type: none"> ○ G7アライアンス等を通じて、ベストプラクティスや適用可能な最良技術(BAT)、有用な教訓を他の国々と共有 ○ 途上国における資源効率性・資源循環政策の能力構築支援 ○ 巨大自然災害を経験する国・地域への支援 ○ 上流産業における、再生可能資源の利用を含むリユース、リサイクルのための積極的取組を奨励 <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">具体例: 電気電子廃棄物(E-Waste)の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法取引を防止するため、国際的な協調行動を強化 ・適正な管理能力を有しない国から有する国への有害廃棄物の輸出は、環境と資源効率・資源循環に寄与するものと認識

目標3: 着実かつ透明性のあるフォローアップ

- ・国内指標を検討
- ・ワークショップ等を通じた、**本フレームワークのフォローアップ**

図 富山物質循環フレームワークの概要

出典：環境省資料

35. 【国】プラスチック資源循環戦略

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国においては、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が令和3(2021)年6月に公布され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)を促進するための措置が講じられることとなります。

36. 【国】第4次循環型社会形成推進基本計画

平成30(2018)年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

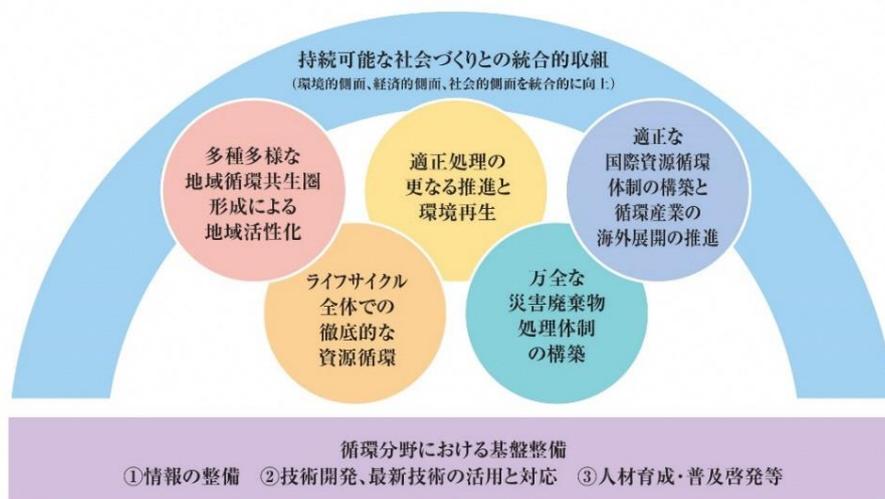


図 第4次循環型社会形成推進基本計画の7つの柱

出典：環境省 HP「第4次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」

37. 【国】食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが、無駄に排出されたこととなります。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)「土地関係特別報告書」(令和元(2019)年)によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガスの総排出量の21~37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国においては、令和元(2019)年10月に「食品ロス削減推進法(略称)」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

38. 【国】プラスチック資源循環促進法

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、第204回通常国会において、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチ

ック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3（2021）年法律第60号）」が成立しました。

39. 【東京都】食品ロス削減推進計画の策定

東京都は、令和元（2019）年12月に、「ゼロエミッション東京戦略」において、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置付け、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という目標を掲げました。さらに、令和2（2020）年11月、コロナ禍の状況変化も踏まえた各主体の取組みの方向性として、「食品ロス削減に向けた提言」が取りまとめられ、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。



図 東京都の食品ロス削減のゴール

出典：東京都食品ロス削減推進計画（概要版）

図 東京食品ロスゼロアクション（啓発冊子）

出典：東京都 HP

40. 【多摩市】役所庁内におけるプラスチック削減方針

多摩市役所は、一事業者として多量の資源を消費していることに鑑み、多摩市 役所自らが行政活動で使用するプラスチックの削減に先導的に取り組む姿勢を見せることにより、市民、事業者の取組みを喚起・牽引していく必要がある。そこで、多摩市役所は、令和2（2020）年5月に「多摩市役所庁内におけるプラスチック削減方針」を定め、以下の方針に基づき、事業運営における使い捨てプラスチックの削減等を推進します。

※基本原則

- ・ 使い捨てプラスチックの使用を削減して、繰り返し使用できるものの利用 を推進する。
- ・ プラスチックの使用が避けられない場合は、再生プラスチックを使用した 製品や持続可能性

に配慮したバイオマスプラスチックを使用した製品の導入を検討する。

- ・ 廃プラスチックが発生した場合は、市の分別基準に則り適切に分別処理する。

41. 【多摩市】プラスチック削減方針

多摩市は、平成 30（2018）年に改定した多摩市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用の推進、適正処理を行い、もって環境負荷の少ない循環型社会を構築する取組を進めてきました。

多摩市におけるプラスチックに係る施策を見直し、今後の社会にとって最適なものへと転換していくため、令和 4（2022）年にプラスチック削減方針を策定しました。

※宣言文の趣旨

- ・ プラスチックの利用の削減
- ・ プラスチックのリサイクルの推進
- ・ プラスチックの適正な分別

42. 【多摩市】一般廃棄物処理基本計画

多摩市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づき、多摩市における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保するために定めるものです。

平成 25（2013）年度「『多摩市一般廃棄物処理基本計画（計画期間は平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度）』を策定し、ごみの減量と資源化の取組を進めてきました。

中間見直しを行うため「多摩市廃棄物減量等推進審議会」に計画改定について諮問を行いました。審議会でこれまでの各取組みへの評価・現状の課題、今後取り組むべき施策について議論を重ねた結果、計画改定についての答申が提出されました。

市では、答申に基づき、また、パブリックコメント（市民意見募集）も実施し、広くご意見を伺ったうえで、これまでの各取組みの成果を踏まえながらより積極的な取組みを展開していくため、中間見直しを行いました。

<環境学習、ESD>

43. 【世界】持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）

持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）の達成年度である2030年が迫る中、我が国の提唱により開始された「持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）」についても更なる取組を促すため、新たな国際的枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs 達成に向けて（ESD for 2030）」の決議が、令和元（2019）年12月19日（木）に第74回国連総会において採択されました。

なお、この枠組みは、令和元（2019）年11月に第40回ユネスコ総会でも採択されており、取組の実施に当たってはユネスコが主導的な役割を果たすこととされています。

※ 「ESD for 2030」決議の概要

- ・ 2015年以降のESD実施枠組みで、世界で2,600万人がESDカリキュラムを学び、200万人の教育者がESD研修を受け、ESDの推進が大きく前進した。
- ・ 「あいち・なごや宣言」で言われたように、また、ESDが質の高い教育に関するSDGに必要不可欠な要素であり、その他の全てのSDGsの成功への鍵として、ESDはSDGsの達成の不可欠な実施手段である。
- ・ 国際社会に対し、幼児教育から高等教育、遠隔教育、職業技術教育まで、すべての教育段階において包摂的かつ公正な質の高い教育を提供するよう求める。
- ・ 加盟国政府及び他のステークホルダーが、「ESD for 2030」の実施を通じて、ESDの行動を拡大することを奨励する。
- ・ 「ESD for 2030」の立ち上げの国際会議が、2020年6月にドイツ・ベルリンで開催されることに注目する。
- ・ 2030年に向けた教育課題のフォローアップ及びレビューの場として、ユネスコが、「SDG-教育2030 ステアリング・コミッティ」（日本人が共同議長を務める）の主導・調整機関の役割を引き続き務めるよう求める。
- ・ ユネスコが、ESDの主導機関として「ESD for 2030」の実施調整を担うよう求める。
- ・ 国連事務総長に対し、第76回国連総会（2021年）にて、本決議に基づく実施状況レポートを提出するよう求める。

44. 【国】環境教育等促進法

平成23（2011）年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」（以下、「法」という。）が成立・公布され、平成24（2012）年10月1日に完全施行されました。法では、体験の機会の場の認定制度や、行政機関及び民間団体等による協働取組の推進のための協定制度などが導入されました。

体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展させるとともに、具体的規定を充実させるため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」から、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に全面改正されました。

45. 【国】学習指導要領における ESD

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領は、平成 29 (2017) 年 3 月に公示されました。前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科等においても、関連する 内容が盛り込まれました。新しい学習指導要領では、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として、以下の 3 つの柱に整理しています。

- ・ 「何を理解しているか、何ができるか (生きて働く「知識及び技能」の習得)」
- ・ 「理解していること・できることをどう使うか (未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成)」
- ・ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか (学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養)」

そして、これらの、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進することが求められています。

以上